運用により生じた収益又は損失の取扱いについて

２０１４年2月２４日
２０１５年9月２４日改正
２０１９年4月１日改正
株式会社日本証券クリアリング機構

１．運用により生じた収益から控除する金額等に関する事項（金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第４４条の３第１項関係）

（１）運用により生じた収益から控除する金額は、以下の算式により算出される額とする。

（金銭により当社に預託されている金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金（金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第４４条第３項の規定に従い日本銀行に開設された当社名義の当座預金口座への預金により保管されているものを除く。）の合計額を、一の計算期間（金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則第５条の４第２項に規定する計算期間をいう。以下同じ。）において平均した額）×２０／１０，０００×（当該計算期間の日数）／３６５

（２）各清算参加者及び各清算委託者が金銭により当社に預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金（金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第４４条第３項の規定に従い日本銀行に開設された当社名義の当座預金口座への預金により保管されているものを除く。）の合計額を平均する期間は、計算期間とする。

２．運用により生じた損失の負担に関する事項（金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第４４条の３第３項関係）

各清算参加者及び清算委託者が負担する損失は、損失額を当社が信託設定している信託財産が運用により毀損した日の前当社営業日の午後４時時点において、各清算参加者及び各清算委託者が当社に金銭により預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金（金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第４４条第３項の規定に従い日本銀行に開設された当社名義の当座預金口座への預金により保管されているものを除く。）の合計額に応じて按分した額とする。

以　　上